# 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 施行状況評価報告書

# 目次

絶	滅の	)おそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	1
I	l'a	はじめに	2
	1.	背景(種の保存法を取り巻く国内外の動向)	2
	2.	評価の実施	3
	3.	評価の体制	5
Π	玉	内希少野生動植物種の指定及び保全に関する現状と課題	6
	1.	国内希少野生動植物種の指定について	6
	2.	保護増殖事業について	.12
	3.	生息地・生育地の保全について	. 17
	4.	認定希少種保全動植物園等制度について	. 19
	5.	指定及び保全に関する課題	.21
Ш	肴	b少野生動植物種の流通に関する現状と課題	.23
	1.	生体の登録における個体識別措置	.23
	2.	生体の登録における更新制度	.25
	3.	象牙の取引規制	.26
	4.	ペット流通種の取引規制	.28
	5.	交雑個体の取扱い	.31
	6.	種の保存法に基づく規制の監視について	. 32
IV	4	^後の検討の方向性	.35
	1.	基本的な考え方	.35
	2.	短期的に取り組むべき制度的課題	. 35
	3.	短・中期的に取り組むべき執行上の課題	.36
	4.	今後の進め方	.37

# I はじめに

# 1. 背景(種の保存法を取り巻く国内外の動向)

平成 29 (2017) 年に絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(以下「種の保存法」という。)が改正されて以降、絶滅のおそれのある野生動植物に関連する様々な国内外の動きがある。

令和元(2019)年には、生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラ ットフォーム(IPBES)により「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告 書」が公表された。本報告書によれば、地球上のほとんどの場所で自然が大きく改変され ており、例えば、世界の陸地の 75%は著しく改変され、これまでに調査されている動物、 植物の約25%の種の絶滅が危惧されているなど、過去50年の間、人類史上かつてない速 度で地球全体の自然が変化していること、このままでは生物多様性の損失を止めることが できず、持続可能な社会は実現できないことが指摘された。また、令和2(2020)年に は、新型コロナウイルス感染症(COVID2019)の世界的流行が始まる中で、人獣共通感染 症を含め人と野生動物との関係性についての関心が高まることとなった。令和4(2022) 年には、生物多様性条約第15回締約国会議において、愛知目標に代わる生物多様性に関 する新たな世界目標として「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、絶滅危 惧種の保全・回復を含む 23 の個別目標が掲げられた。これを踏まえ、令和 5 (2023)年 にはネイチャーポジティブ実現に向けたロードマップとして「生物多様性国家戦略 2023-2030」が閣議決定され、希少野生動植物の法令に基づく保護の実施等の行動目標が掲げら れた。さらに、同年には IPBES により「野生種の持続可能な利用に関するテーマ別報告 書」が公表され、野生種の持続可能な利用は人と自然にとって不可欠であること、しかし ながら野生種の持続可能な利用に向けた指標は不完全であり特に社会的要素の指標が不足 していること等が指摘されている。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(ワシントン条約。以下「CITES」という。)の締約国会議(COP)としては、令和元(2019)年に COP18、令和4(2022)年に COP19 が開催され、同条約の附属書掲載種はさらに増加するとともに、保全に資する利用のあり方に関する締約国間の意見の相違が継続する状況となっている。

また、気候変動により、野生種の空間分布や、繁殖、生息地・生育地の変化、さらには それらの野生種の持続可能な利用に与える影響が増大しつつあることが指摘されている。 気候変動対策について我が国は、「2050年カーボンニュートラル」の目標の下で、2030年 度に温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減し、さらに 50%の高みを目指して挑戦を続けることを宣言している。このような中、上述の生物多様性国家戦略 2023-2030 においては「再生可能エネルギーの導入は自然環境と共生するものであることが大前提であり、自然環境の保全に支障をきたす形での再生可能エネルギーの導入を防ぎつつ、自然の機能も活かした緩和・適応策も最大限導入し、地域と共生する形での気候変動対策を進めなければならない。」ことを謳っている。

さらに、近年我が国では本格的な少子高齢化・人口減少社会を迎えており、特に地方においては農林業者の減少等により里地里山の管理の担い手が不足し資源が十分に活用されないことが、国内の生物多様性の損失の要因の一つになっている。同時に、海外の資源に依存することで、海外の生物多様性の損失にも影響を与えている。すなわち、本来活かすべき身近な自然資本を劣化させながら、その変化を感じ取りづらい遠く離れた地の自然資本をも劣化させている。一方で、地方公共団体において生物多様性地域戦略の策定や、希少種保護条例の制定が進む等、制度面では取組が進んでいるところもあり、さらには、自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD)やネイチャーポジティブ等を受けた民間企業の取組も急速に増加しており、より効果的かつ効率的な保全対策に向けて、これまで以上に多様な主体と連携した取組が求められる局面にある。

本評価は、これらの国内外の動向がある中で、行われたものである。

## 2. 評価の実施

種の保存法は、平成 29 (2017) 年の改正において、特定第二種国内希少野生動植物種制度や認定希少種保全動植物園等制度の創設、国際希少野生動植物種の登録制度の強化、特定国際種事業者の登録制度の創設等がなされた。同法附則第 10 条には、「政府は、施行日以後五年を経過した場合において、新法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」ことが規定されている。

このため、環境省が設置した「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の施行状況評価会議(以下「施行状況評価会議」という。)」は、令和5(2023)年度から令和6(2024)年度にかけて、同法の施行状況について検討・評価を行うとともに、それを踏まえて、取組むべき課題の整理を行った。

評価は、平成 29 (2017) 年の改正事項を中心に広く種の保存法の施行状況を対象に行うこととした。加えて上記1. の国内外の動向もふまえ、平成 29 (2017) 年の改正事項にとどまらず、種の保存法のあり方や運用においての課題を抽出し、向かうべき方向性について

整理を行った。その際、論点が多岐にわたることから、国内希少野生動植物種の指定や保護増殖事業等の保全策に係る「保全」と、希少野生動植物種の流通管理等に係る「流通」のテーマ毎に会議を開催し、我が国全体としての今後の絶滅危惧種の保全の推進に資するために専門的見地からの課題の整理を行った。

施行状況評価会議の開催状況は下記の通りである。

令和 6 (2024) 年 3月21日	合同会議	・会議の設置、 ・検討スケジュール等
10月18日	流通	・オンライン上の広告規制の運用について ・国際希少野生動植物種の個体等登録制度における 個体識別措置について ・象牙全形牙の登録制度の運用について ・交雑個体の取扱いについて
11月12日	保全	・国内希少野生動植物種の指定について ・生息地・生育地の保全について
12月18日	流通	・国際希少野生動植物種の個体等登録制度について ・種の保存法に基づく流通規制について ・種の保存法に基づく規制の監視について
令和7(2025)年 1月31日	保全	・保護増殖事業について ・認定動植物園について ・国内希少野生動植物種の流出について
2月26日	合同会議	・希少野生動植物種の保全・流通に係る措置について ・報告書(骨子案)について
6月	メール等	・最終調整と報告書の了承

# 3. 評価の体制

施行状況評価会議は、下記の委員で構成された。なお、評価に当たり、公益社団法人日本動物園水族館協会、一般社団法人日本水族館協会、公益社団法人日本植物園協会及び全国昆虫施設連絡協議会に対し、アンケート調査を実施した。

# 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の施行状況評価会議」委員 (50 音順、敬称略)

<保全関係>

 石井
 信夫
 東京女子大学
 名誉教授

 石井
 実
 大阪府立大学
 名誉教授

地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所 理事長

勢一 智子 西南学院大学法学部法律学科 教授

中村 太士 北海道大学 名誉教授

堀 秀正 公益社団法人日本動物園水族館協会生物多様性委員会 副委員長

森本 淳子 北海道大学大学院農学研究院 教授

遊川 知久 公益社団法人日本植物園協会植物多様性保全委員会 委員長

吉田 正人 筑波大学 名誉教授

<流通関係>

生貝 直人 一橋大学大学院法学研究科ビジネスロー専攻 教授

石井 信夫 東京女子大学 名誉教授

金子 与止男 元 岩手県立大学総合政策学部 教授

寺田 佐恵子 大阪公立大学 農学研究科 緑地環境科学専攻 助教

西野 亮子 WWFジャパン 野生生物グループ長

TRAFFIC プログラムオフィサー

野田 英樹 帝京科学大学生命環境学部アニマルサイエンス学科 准教授

三輪 恭嗣 日本獣医エキゾチック動物学会 会長

日本エキゾチック動物医療センター 院長

# Ⅱ 国内希少野生動植物種の指定及び保全に関する現状と課題

# 1. 国内希少野生動植物種の指定について

#### (1) 指定の動向

種の保存法の「国内希少野生動植物種」は、本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、「希少野生動植物種保存基本方針(平成30年4月17日環境省告示第38号)」に則り、法第4条に基づいて指定するものである。国内希少野生動植物種に指定されると、捕獲等や譲渡し等が原則として禁止されるが、国内希少野生動植物種の中に、譲渡し等の規制が緩和されている「特定第一種国内希少野生動植物種」と、捕獲等の規制が緩和されている「特定第二種国内希少野生動植物種」という類型があり、そのうち特定第二種国内希少野生動植物種は、平成29(2017)年の改正法において新たに設定された制度となっている。

平成 25 (2013) 年及び同 29 (2017) 年に行われた直近 2 回の種の保存法改正において、国内希少野生動植物種の指定に関し、それぞれ「2020 年までの 300 種追加指定 (2013 年比)」、「2030 年までの合計 700 種の指定」が国会附帯決議として求められたことも踏まえ、平成 26 (2014) 年以降指定種数が増加し、令和 7 (2025) 年 5 月現在、458 種を国内希少野生動植物種に指定している。このうち、特定第一種国内希少野生動植物種は 67種、特定第二種国内希少野生動植物種は 40種である。なお、国内希少野生動植物種への指定及び解除について平成 26 (2014) 年から国民からの提案募集を開始したところ(平成 29 (2017) 年改正により法定化)、令和 5 (2023) 年 12 月末までの間に合計 68種の提案を受理し、うち 30種を国内希少野生動植物種に指定した。

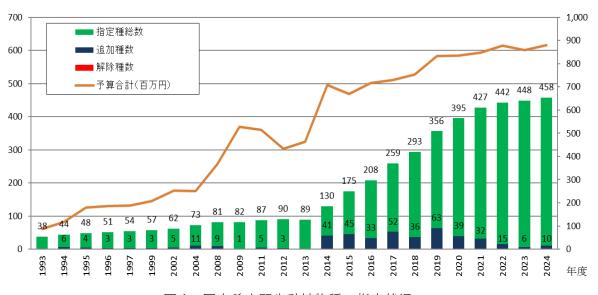


図1. 国内希少野生動植物種の指定状況

他方で、環境省の希少種関連予算については、過去の制度改正や指定種数の増加に比例 して一定の増加があったが、近年は横ばい傾向であり、指定種数が増加する一方で指定後 の必要な調査や保全事業を実施していく上での課題となっている状況にある。

環境省レッドリストにおける「絶滅危惧種」に対する国内希少野生動植物種への指定率は、分類群によってばらつきがある。表 1 では、分類群ごとに絶滅危惧種数と国内希少野生動植物種への指定種数及び指定率を示した。なお、本評価に当たっての分析には、令和6(2024)年12月末時点のレッドリスト(環境省レッドリスト 2020)と指定種数(国内希少野生動植物種 448種)を使用している。

絶滅危惧種数が比較的多いにも関わらず指定率が低い淡水魚類については、生息環境が河川や農業用水路であるなど産業や防災との調整が必要な環境であることや、一部の種については繁殖させた個体が観賞魚として流通している場合があることなどの状況を踏まえ、令和3(2021)年度から淡水魚の今後の指定のあり方について有識者による検討会を開催し、特定第一種国内希少野生動植物種の適用も視野に課題の整理などを実施した。これを踏まえ、令和7(2025)年1月には、ゼニタナゴを動物として初めて特定第一種国内希少野生動植物種に指定し、2月に施行された。

表 1. 分類群ごとの絶滅危惧種における国内希少野生動植物種への指定状況

	指定率(%)	指定種数	RL2020 絶滅危惧種数
哺乳類	44.1	15	34
鳥類	45.9	45	98
爬虫類	29.7	11	37
両生類	85.1	39	47
淡水魚類	5.9	10	169
昆虫類	14.4	53	367
軟体動物 (貝類)	7.9	50	629
その他無脊椎動物	8.7	7	65

	指定率(%)	指定種数	RL2020 絶滅危惧種数
甲殼類 (海域)	3.3	1	30
維管束植物	11.5	205	1,790
蘚苔類	0	0	240
藻類	0	0	116
地衣類	0	0	63
菌類	0	0	61

※注)レッドリスト2020公表以降に新種として記載された種で国内希少野生動植物種に指定されているものもある。この表ではレッドリストとの比較のため、指定種数からこうした種等を除外しているため、現行の指定種数とは整合しない分類群がある。

表2. 環境省レッドリストカテゴリーの変化

分類群	UpList	Stay	DownList	all
哺乳類	1	3	1	5
鳥類	6	23	5	34
爬虫類	0	1	0	1
両生類	0	1	0	1
汽水·淡水魚類	0	4	0	4
昆虫類	0	15	0	15
貝類	0	0	0	0
その他無脊椎動物	0	0	0	0
維管束植物	1	20	5	26
甲殼類	0	0	0	0
合計	8(4)	67(36)	11(9)	86(49)
割合	9.3%(4.7%)	77.9%(41.9%)	12.8%(10.5%)	

表 2 では、国内希少野生動植物種のうち、平成 26 (2014) 年以前に指定した 86 種を対象に、指定後の状況を把握するため、環境省レッドリストのカテゴリーの変化をとりまとめた。

評価の対象とした合計 86 種のうち、指定後に環境省レッドリストカテゴリーが変化しなかった種は 67 種 (77.9%)、カテゴリーが下がった (絶滅のおそれが低下した) 種は 11 種 (12.8%)、カテゴリーが上がった (絶滅のおそれが増加した) 種は 8 種 (9.3%) だった。

カテゴリーが上がった 8 種のうち 6 種は、指定年に近い第 2 次レッドリスト(平成 9 (1997)年)から次の第 3 次レッドリスト(平成 18 (2006)年)のタイミングにカテゴリーが変化した。

カテゴリーに変化のあった種は、小笠原諸島や南西諸島の固有種が多く、保護増殖事業計画が策定されている種が多かった。一般的に事業の効果検証には時間を要することから、引き続き事業単位での効果検証を継続しながら事業展開していく必要がある。

前回法改正で創設された特定第二種国内希少野生動植物種については、インターネット等での高額又は大量の販売が見られた小型サンショウウオ類や水生昆虫、二枚貝類などについて、これまでに合計 40 種を指定している(爬虫類 1 種、両生類 25 種、魚類 2 種、昆虫類 8 種、二枚貝類 3 種、甲殻類 1 種)。

令和 5 (2023) 年度には、特定第二種国内希少野生動植物種の保全活動の事例紹介や情報交換、ネットワークづくりを目的とした活動団体等による情報交換会を開催するとともに、タガメ、カワバタモロコ、止水性サンショウウオ類、カワシンジュガイ類について、これから保全活動に取り組もうとしている主体などを対象に、保全の方法や留意事項をとりまとめた「保全の手引き」や「保全事例集」を作成した。

#### (2) 関連法令における捕獲等の規制状況

希少野生動植物種保存基本方針において、「絶滅危惧種の保存施策の基本的考え方」として、「生物学的知見に基づき、また、種を取り巻く社会的状況を考慮した上で、絶滅危惧種の個体等の捕獲、譲渡し及び生息地・生育地における行為を適切に規制する等の措置を講ずる。さらに、その生息・生育状況や生態的特性を考慮しつつ、餌条件の改善、飼育・栽培下における繁殖等個体の繁殖の促進のための事業、生息・生育環境の維持・整備等の事業を推進する。」とし、これらの施策は「国民の理解及び協力並びに関係者との連携の下に、関連制度を活用しつつ、人と野生動植物の共存を図りながら推進する必要がある」としている。

特に野生生物の捕獲・採取については、種の保存法以外でも、自然環境の保全や野生生物の保護管理等に関する諸々の法令において規制されていることから、環境省レッドリスト 2020 及び海洋生物レッドリスト (2017) における絶滅危惧種のうち 10 分類群を対象

とし、令和5 (2023) 年現在における種の保存法及び関係法令(都道府県制定の希少種関係条例等を含む) における捕獲等規制の担保状況を取りまとめた。その結果、絶滅危惧種のうち1,816 種が、関係法令により捕獲・採取が規制されていた。これは、絶滅危惧種の55.5%に当たる。

表3. 絶滅危惧種に対する種の保存法及び関連制度に基づく捕獲等規制の割合

	絶滅危惧種数	種の保存法 指定数	関連法令 指定種数	種の保存法 指定割合(%)	関連法令 指定割合(%)
哺乳類	34 (25)	15 (15)	32 (23)	44.1% (60.0%)	94.1% (92.0%)
鳥類	98 (55)	45 (36)	97 (55)	45.9% (65.5%)	99.0% (100.0%)
爬虫類	37 (14)	11 (8)	22 (10)	29.7% (57.1%)	59.5% (71.4%)
両生類	47 (25)	40 (22)	44 (24)	85.1% (88.0%)	93.6% (96.0%)
淡水魚類	169 (125)	10 (10)	61 (45)	5.9% (8.0%)	36.1% (36.0%)
昆虫類	367 (182)	53 (40)	95 (65)	14.4% (22.0%)	25.9% (35.7%)
軟体動物(貝類)	629 (301)	50 (50)	113 (91)	7.9% (16.6%)	18.0% (30.2%)
その他無脊椎動物	69 (25)	6 (5)	18 (6)	8.7% (20.0%)	26.1% (24.0%)
甲殼類 (海域)	30 (19)	1 (1)	2 (2)	3.3% (5.3%)	6.7% (10.5%)
維管束植物	1790 (1049)	205 (200)	1332 (742)	11.5% (19.1%)	74.4% (70.7%)
合計	3270 (1820)	436 (387)	1816 (1063)	13.3% (21.3%)	55.5% (58.4%)

<sup>※</sup>関連制度は、鳥獣保護管理法、文化財保護法、文化財保護条例、希少種保護条例、自然公園法(国立・国定公園の指定動植物)、自然環境保全法(自然環境保全地域)。

関連制度のうち、地方公共団体による希少種保全のための条例については、種の保存法が制定された平成5 (1993) 年から令和5 (2023) 年までの都道府県の条例の策定状況を把握するとともに、環境省レッドリスト 2020 の絶滅危惧種を対象として都道府県条例に基づく指定状況を取りまとめた(図2及び図3)。

平成 12 (2000) 年から条例制定数・指定種数ともに増加が見られ、令和 5 (2023) 年現在、36 都道府県で希少種保護条例が制定されており、合計で 413 種\*1の絶滅危惧種が保護対象として指定されている。国内希少野生動植物種 (458 種) と合わせると、合計 871 種\*1 が保護対象として指定されている状況となっている。

<sup>※</sup>括弧内の数字は絶滅危惧 | 類の種数および割合。

<sup>※</sup>環境省レッドリスト 2020 公表以降に新種として記載された種で国内希少野生動植物種に指定されているものもある。この表では環境省レッドリストとの比較のため、指定種数からこうした種等を除外しているため、現行の指定種数とは整合しない分類群がある。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 複数の都道府県に分布している種については、一部の都道府県で指定されていても 1 種として カウントしている。また、国内希少野生動植物種に指定されている種、環境省レッドリスト 2020 に掲載されていない種、市町村条例指定種は本集計の対象外とした。

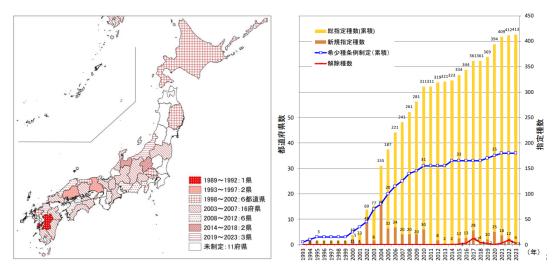


図2. 都道府県希少種保護条例の策定状況

図3. 都道府県希少種保護条例数と指定状況の推移

#### (3)抽出された課題について

#### ①分類群又は種の特性による保全のあり方

淡水魚類、昆虫類、軟体動物類、その他無脊椎動物は、種の保存法以外の法令を考慮しても捕獲・採取の規制のカバー率が低く、捕獲圧が大きな減少要因である場合には、種の保存法による規制は有効であると考えられる。一方で、これらの種には環境による個体数の変動大きいものも多く、捕獲圧が大きな減少要因ではない場合において、捕獲や流通の規制は、逆に当該種の保全対策に制約を課すことになるおそれもある。具体的には、①規制を理由に、当該種の生態に関する情報などが集まりにくくなり、保全に必要な学術研究が進展しにくくなること、②生息環境の維持・改善等の生息地・生育地の順応的な保全・管理や、適切なタイミングでの親個体(ファウンダー)の確保等の増殖の取組が実施しにくくなること、③指定種数が急増し、制度が複雑化した結果、研究者や保全活動者が正しい状況を把握することが困難になり、善意のうちに法律違反を犯してしまうことなどが考えられる。

- ⇒ 種の保存法に基づく種指定は種の存続の困難さと捕獲・採取規制等の施策効果を踏まえて取り組むことが原則である。そのうえで、種の特性によっては法規制の枠に留まらず生息地・生育地での保全の取組の後押しが必要である。
- ⇒ 種指定にかかる目標設定については、必ずしも数値目標にこだわることなく、保護 の必要性や緊急性の評価、科学的妥当性と実行可能性の観点から検討することが重要 である。またそのためには、指定種の指定後の状況も含めて、<u>絶滅危惧種の生息・生</u> 育状況や保全の状況を継続的に把握することが必要であり、このためのモニタリング も重要である。
  - ⇒ 二次的自然環境に生息・生育する種の保全に際しては、特に<u>国土交通省や農林水</u> 産省、地方公共団体などとの協力が不可欠である。例えば国土交通省では、「生物の

生息・生育・繁殖の場」に関する定量的な目標を一級河川の河川整備計画に位置づけていくための検討を進めているところ、淡水魚類や淡水貝類の保全強化の観点から有効な連携を検討することも重要である。

## ②特定第二種国内希少野生動植物種の指定

特定第二種国内希少野生動植物種については、捕獲・採取規制に留まらず当該種が生息・ 生育可能な生態系の維持活動が重要だが、現状は十分な状況ではない。

この課題の解決に向けて以下のことが考えられる。

⇒ 活動の幅を拡げるためには多様な主体が活動に参加することが不可欠であり、こう した主体の参加を促すための施策が重要となる。例えば、効果的な保全手法の調査・ 研究に関する技術的な支援と、こうした情報の共有等を進めるための保全の手引きの 作成等が活動の支援となる。

#### ③指定区分の見直し

特定第二種国内希少野生動植物種が制度化される以前に指定された国内希少野生動植物種の中には、本来、里地里山といった二次的自然環境に生息・生育し、保全の観点からは捕獲・採取規制以上に生息・生育環境の維持が重要と考えられ、特定第二種国内希少野生動植物種での指定が適当である種も存在する可能性がある。

この課題の解決に向けて以下のことが考えられる。

⇒ 国内希少野生動植物種の適切な保全のためには、今後、種の状況に応じた指定区分 の見直しも必要であり、分類群ごとに指定区分変更の可能性を検討する必要がある。

#### 4条例及びそれらに基づく施策との連携

希少種の保全を目的としている都道府県の条例及びその指定種は増加傾向にあるが、一方で、11 府県は条例を有していない。条例に基づく制度設計は各地方公共団体によって異なり、条例に基づく指定種の考え方も多様である。また、指定種の生息・生育状況や保全の内容を共有する枠組みもないため、種指定の重複などによりかえって既存の保全活動が円滑にやりにくくなるリスクもある。

- ⇒ 効果的・効率的な保全のための国・地方公共団体の連携体制を構築し、環境省レッドリストにおけるカテゴリー評価方法等の絶滅危惧種の保全に有益な情報の共有、各々の制度による対象種の保全上の効果に関する評価、それらを踏まえた対策検討及び連携を推進することが必要である。
- ⇒ 条例に基づく施策においても、捕獲・採取の規制に留まらず、生息・生育環境の維持・改善など、きめ細やかな保全の取組が行える枠組みが形成されることが望ましい。また、一層の効率的・効果的な保全のため、中長期的には、地域の特性も踏まえ、種の保存法と関連する条例との戦略的な役割分担も検討するべきである。

#### 5関連制度の理解促進について

野生生物の保全に係る法制度は、種の保存法に限らず指定種やそれぞれの規制の範囲などの情報が膨大かつ複雑で、関係者が取り扱う種に関する規制内容等の情報を正確に把握することが難しい状況にある。善意による保全の取組においても、指定種の増加や指定区分の多様化の情報が追いつかず、法に基づく手続きを失念・遅延するリスクが高まっている。また、指定種が生息・生育している可能性を理由に、学術研究におけるフィールド調査が地権者から断られる事例も発生している。

この課題の解決に向けて以下のことが考えられる。

⇒ <u>制度や指定種に関しての理解促進のため、わかりやすい説明資料や説明会等による</u> 普及啓発が重要である。

# 2. 保護増殖事業について

#### (1) 保護増殖事業計画の策定状況

令和 6 (2024) 年 12 月時点で、国内希少野生動植物種 448 種のうち、保護増殖事業計画は 76 種を対象に策定している (計画数は 57)。計画策定種数は国内希少野生動植物種全体の約 17%であり、分類群によって偏りがある。

計画策定種の多くが環境省レッドリストにおける絶滅危惧 IA 類 (CR) もしくは I 類 (CR+EN) となっているが、鳥類や維管束植物では絶滅危惧 II 類の計画策定種も含まれる。

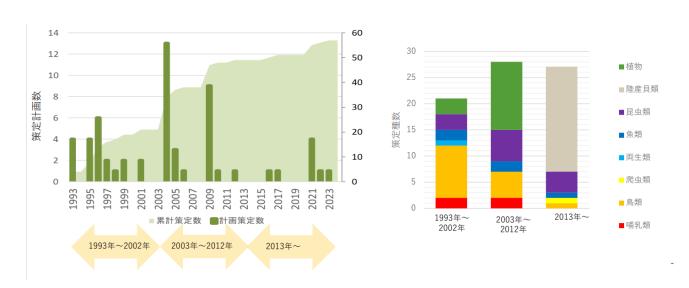


図4. 計画策定数の推移

図5.10年単位で見た計画策定種の分類群傾向

10 年単位で計画策定種の分類群の傾向をみた場合(図 4 及び図 5)、初期 10 年は鳥類で計画策定が多い。計画策定数は平成 15 (2003) 年からの 10 年が最も多く、この時期、小笠原の維管束植物や昆虫類など、世界自然遺産地域(策定当時は候補地含む)に生息・生育する種で計画策定が進んだ。平成 25 (2013) 年以降、陸産貝類、昆虫類以外の分類群では、計画策定がそれぞれ 1 件以下となっている。

#### (2) 保護増殖事業の実施状況

希少野生動植物種保存基本方針において、「保護増殖事業は、国内希少野生動植物種のうち、その個体数の維持・回復を図るためには、その種を圧迫している要因を除去又は軽減するだけでなく、生物学的知見に基づき、その個体の繁殖の促進、その生息地等の整備等の事業を推進することが必要な種を対象として実施する。」としている。

令和元(2021)年度の「保護増殖事業のあり方について」<sup>2</sup>(以下「あり方」という)において保護増殖事業の実施状況のレビューをおこなっており、そのために示された数値項目の一部について、その後の状況等を把握するため、「あり方」公表時点(令和2(2020)年3月)と現時点(令和7(2025)年1月)の比較を行った。各項目の情報は、地方環境事務所等からの報告に基づき、集計・算出した(表4)。

表 4 前回レビュー時点(令和 2 (2020)年 3 月)と現時点(令和 7 (2025)年 1 月)の比較

項目	令和2年3月時点		令和7年1月時点		備考
計画策定種数/計画数/事業数	64種/51計画/57事業		57事業 76種/57計画/63事業		同一の対象種であっても、対象地域が異なる場合には別事業として計上。陸産貝類は1事業とした。
個体数等が増加傾向にある種の事業数	17	30%	23	37%	
実施計画、ロードマップ等を策定している事業数	36	63%	51	81%	他機関策定の計画含む
事業終了を見据えた具体的な目標を設定(または今 後、設定を予定)している種	8	14%	16	25%	生物多様性国家戦略2023- 2030の数値目標
自治体と連携している事業	48	84%	62	98%	自治体連携は会議参加含む
民間と連携している事業	53	93%	62	98%	
保護増殖検討会等を開催しているもの	50	88%	60	95%	
会議自体を公開にしているもの	16	28%	<b>)</b> 16	25%	
会議資料をHPで公表しているもの	4	7%	9	14%	
生息域外保全(飼育・栽培下での繁殖による増殖と 個体群維持)を実施しているもの	39	68%	46	73%	
確認・認定を受けて保護増殖事業を実施する団体数	14種29	団体	18種34	団体	

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> https://www.env.go.jp/content/ 900491188.pdf

\_



計62事業の内訳とした



図6. 計画策定後の生息生育状況の動向

図7. 分類群ごとの計画策定後の生息・生育状況

維管束植物

また、実施の効果を評価するため、地方環境事務所等から計画策定種の生息・生育状況 の動向の報告を得た(図6及び図7)ところ、23種で回復傾向(回復もしくは一部回復) にあった。特に鳥類で回復傾向にある種が多かった。

30

25

事 20

数 15

10

一方、生息地・生育地が限定的な昆虫類、魚類などで生息状況が悪化している種が多か った。「変化なし」の場合も、様々な取組により悪化を免れ、維持されている可能性がある。

回復傾向にある種について、保護増殖事業以前に外来種防除等の減少要因を除去する事 業が回復に繋がっている事案も多いことは認識しておく必要がある。対象種を増やすため には、減少要因の除去に繋がる施策との連携が重要である。

なお、生息・生育状況が「不明」となっている種については、保護増殖事業計画の策定 からの期間が短く生息・生育状況の動向を評価することが困難であるもの、種数変動が大 きい種でモニタリングの結果をどのように評価するのかが難しいものなどが含まれる。ま た、広域なモニタリングが困難な場合や、個体数を推定する手法が確立されていないとい った技術的な課題もある。

環境省以外の主体の保護増殖事業への参画について、地方環境事務所等からの報告によ ると、地方公共団体と連携している事業は全 63 事業のうち 62 事業、民間と連携してい る事業は62事業あり、環境省単独で実施している事業はなかった。なお、連携には保護 増殖検討会等への参加がある場合も含んでいる。

また、計画策定種 18 種を対象とした延べ 45 団体(種の重複を除くと 34 団体)が種の 保存法に基づく確認・認定を受けて保護増殖事業を実施している。多くが地方公共団体や 地方公共団体運営の動物園等であるが、民間団体として大学、研究機関、保全団体、協議 会なども含まれる。

さらに、生物多様性保全推進支援事業のうち、国内希少野生動植物種を対象とした支援 メニューについて、計画策定種 20 種を対象に計 14 件が採択されており、保護増殖事業 と連携した取組もみられる。

加えて、生息域外保全の実施においては、計画策定種の6割を超える種において環境省 以外からの資源投入があった。

#### (3) 抽出された課題について

#### ①保護増殖事業計画のあり方

保護増殖事業計画は、事業内容を具体的に示す事業計画の側面と、多様な主体が事業を 実施する際の基本的な方針を示す計画という側面があり、また国以外の主体が確認・認定 を受けて事業を実施する際には、当該計画に適合していることが求められる。

国以外の主体による国内希少野生動植物種の保全の取組事例もある中、保護増殖事業計画が策定されていない場合は、確認・認定を受けることができず規制の適用除外も該当しないことから、活動を行う上での手続きの負担もある。

この課題の解決に向けて以下のことが考えられる。

- ⇒ 保全の取組を必要とする種への速やかな対応や国以外の主体による事業実施をより促進するため、保護増殖事業計画のあり方とともに保全に関する事業実施に必要な 手続きの簡素化についても検討する必要がある。また、全ての種を国主導で個別に保 護することは難しいため、国の基本方針等においてより具体的な優先順位を付けて戦 略的な事業実施のあり方を示すことが重要である。
- ⇒ 同時に、多様な主体が保全に参画することを念頭に、<u>保全の取組に伴って生じうる</u> 様々なリスク(例えば、飼育下繁殖個体を用いた野生復帰の取組における遺伝的攪乱 や病原菌等の持ち込みのリスク)の管理についても検討する必要がある。

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律(以下「生物多様性増進活動促進法」という。)の制定により、今後、民間による保全活動が地域生物多様性増進計画として認定されることとなり、特に特定第二種国内希少野生動植物種を保全する取組の多くはその計画に位置付けられるようになると考えられる。これらの保全の取組が、地域によって整合性のあるものとなるよう、種の保存の観点から適切かどうか確認することが重要である。

この課題の解決に向けて以下のことが考えられる。

⇒ 現在、特定第二種国内希少野生動植物種に関する保護増殖事業計画は策定されておらず、環境省では、保全の方法や留意事項を取りまとめた「保全の手引き」や「保全事例集」を作成しているが、このような保全の方針を法制度上に位置づけることも含め、多様な主体の参画による絶滅危惧種の保全の取組の連携や効果をより高める政策や枠組みが必要である。

#### ②保護増殖事業の実施について

最終的には本来の生息地・生育地における当該種の安定的な存続が確保され、捕獲圧等の問題が無い限り国内希少野生動植物種の指定の解除がなされることが望ましいが、個体数の回復には、規制だけではなく、保護増殖の取組、特に生息域内の保全の取組が重要となる。

この課題の解決に向けて以下のことが考えられる。

- ⇒ 保護増殖の取組には、<u>種の特性や減少要因、生息・生育状況のトレンド等のより具</u> 体的な情報の収集と、個体数の回復が見込まれ、かつ実行性のある適切な対策が関係 者間で認識されることが重要である。また、事業の完了を判断するための客観的な基 準を予め設定することが重要である。
- ⇒ 保護増殖の取組についても、<u>関係省庁や地方公共団体との協力</u>は不可欠であり、関係省庁とは引き続き事業計画に基づく連携を図るとともに、国・地方公共団体の連携体制を構築し、地方公共団体の取組の推進を図ることが重要である。

保護増殖事業計画には基本的に生息・生育状況を把握するモニタリングの実施を位置づけているが、事業は地域単位で実施していることが多く、複数の地域にまたがる種の生息・生育状況をどのように評価するのか課題となっている。

この課題の解決に向けて以下のことが考えられる。

⇒ 事業の目標設定や効果の評価に当たって、生息・生育状況を把握するモニタリングとその分析は不可欠である。特に複数の地域にまたがる種の状況評価をどのように行っていくべきかを検討する必要がある。また、モニタリング自体に技術面・人材面・予算面の制約があることを踏まえ、必要な情報が効率的に得られるよう、事業毎のモニタリング手法の改善も引き続き重要である。

また、保護増殖事業計画策定の有無に関わらず、野生下での危機的状況から、生息域外保全を必要とする種は増えており、生息域外保全の取組においては、飼育・栽培・繁殖等を担う動植物園等における空間的・資金的・人的キャパシティが不足している状況にある。この課題の解決に向けて以下のことが考えられる。

⇒ 生息域外保全については、認定希少種保全動植物園等制度なども活用し、生息域外 保全に参画する動植物園等の拡大を図るため引き続き連携を進めるとともに、生殖細 胞保存や種子・胞子の保存及びそれらの活用に向けた技術開発も並行して進める必要 がある。

# 3. 生息地・生育地の保全について

#### (1) 生息地等保護区の指定状況

国立公園等の特別地域や鳥獣保護区特別保護地区、自然環境保全地域等の他法令の保護地域制度で生息・生育地が保護されている種も多いものの、特に里地里山の環境における生息地・生育地の保全には、小面積でも指定可能な生息地等保護区の活用と生息地等保護区を生物多様性に貢献する適切な配置としていくことが有効と考えられる。そのような二次的自然環境の生息地・生育地の保全を促進するため、平成29(2017)年の法改正に合わせて、希少野生動植物種保存基本方針を改定し、生息地等保護区の指定について、規制が緩やかな監視区域のみの指定や複数種を対象とした指定、具体的な種名を明かさない指定を可能とした。

制度改正後、令和3(2021)年7月にアーラ岳キクザトサワヘビ生息地保護区を新規指定したが、生息地等保護区全体としては10カ所に留まり、改正事項の活用もなかった。

#### (2) 自然共生サイトにおける特定第二種国内希少野生動植物種の保全状況

生物多様性条約の昆明・モントリオール生物多様性枠組の採択を受け、環境省では OECM の推進のため、令和4 (2022) 年度から民間の取組等によって生物多様性の保全 が図られている区域を「自然共生サイト」に認定している。

特定第二種国内希少野生動植物種については、二次的自然環境に生息・生育する希少種の保全を念頭に設けられた制度であり、自然共生サイトとの関連があると考えられるため、これらのサイトと特定第二種国内希少野生動植物種との関係について分析を行った。

令和6 (2024) 年度前期までに、全国の自然共生サイトのうち「基準 3 ア(3) 里地里山といった二次的な自然環境に特徴的な生態系が存する場としての価値」を有すると認定されたサイトの総数は 145 カ所あり、そのうちモニタリング調査等により特定第二種国内希少野生動植物種の分布が確認されているサイト数は少なくとも 29 カ所、種数としては計 11 種が確認されている(両生類 6 種、淡水魚類 1 種、水生昆虫類 3 種、甲殻類 1 種)。

これらの多くのサイトで特定第二種国内希少野生動植物種の保全に資する取組がなされており、10 カ所については生息・生育する特定第二種国内希少野生動植物種に特化した保全活動が実施されている。

自然共生サイトにおける保全の取組は、里地里山など二次的自然に生息・生育する希少種の保全を主目的として設けられた特定第二種国内希少野生動植物種制度との親和性が高く、実際に多くのサイトでこれらの種の生息地・生育地が保全されているといえる。

#### (3)抽出された課題について

#### ①生息地等保護区の指定の推進

前回改正時に指定手法の多様化を図ったにもかかわらず、生息地等保護区の指定が進んでいない。区域指定には地権者との調整等に一定の時間を要するものではあるが、重要な生息地・生育地を計画的に保全するためには、活動主体や土地所有者の主体性に任せるだけではなく、生息地等保護区の指定によって規制の網をかけることも重要である。

この課題の解決に向けて以下のことが考えられる。

⇒ 法的規制によって確実に保全すべき生息地・生育地については、引き続き生息地等 保護区の指定に努める必要がある。

#### ②生息地・生育地の保全活動の促進

移動性が低いなど、生息地・生育地の環境の継続的な維持または再生が必要とされる絶滅危惧種に関しては、二次的自然など人の利用により維持されてきた場所も多く、高齢化や人口減少、産業構造の変化などにより、生息・生育環境の維持が難しくなっており、生息・生育状況の回復が難しいものがみられる。管理活動及びそれに携わる人材確保のため、規制に加えて保全活動に民間の参加を促すインセンティブの提示が重要となる。

- ⇒ 昆虫など分類群によっては、特定の二次的な自然環境に複数の絶滅危惧種が存在していることが多く、こうした種では生息地・生育地保全を重視する視点、同じ環境に分布する複数種を生息地・生育地単位で保護する保全策にシフトする必要がある。
- ⇒ 自然共生サイトの制度が、二次的な自然環境における絶滅危惧種の保全の取組と親和性が高いことから、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種の保全との積極的な連携を図るべきである。具体的には、絶滅危惧種が多く生息・生育する地域や潜在的な生息・生育適地を把握した上で、自然共生サイトとしての設定を促すような施策を講じることが重要である。また、自然共生サイトは今後、地域生物多様性増進法に基づき、活動認定のスキームに移行することから、保護増殖事業との親和性も高まると考えられ、どのように分担もしくは連携するかも今後検討していくべきである。
- ⇒ 生息・生育環境の維持・改善のための人手確保や民間資金の受け皿となるような保 全プラットフォーム (マッチングの場) など、今まで希少種保全に関わりの少なかっ た企業等の参画につながる仕組みも検討が必要である。
- ⇒ 自然共生サイトでは、TNFD(自然関連財務情報開示タスクフォース)への対応を 見据え、30by30に係る経済的インセンティブ形成の施策設計を進めているところで あり、特定第二種及びその生息地・生育地の保全においてもこれらの施策との積極的 な施策連携も検討が必要である。
- ⇒ なお、上記の連携を進めた上で、それでもなお重要な生息地・生育地について既存

の制度の枠組みで対応できない場合は、それを保全するための新たな制度の整備の検 討が必要である。

# 4. 認定希少種保全動植物園等制度について

#### (1) 認定希少種保全動植物園等制度の状況

認定希少種保全動植物園等制度は、希少野生動植物種の保護増殖という点で、適切な施設及び能力を有する動植物園等を認定するものであり、飼養等及び譲渡し等に関する計画の策定を通じて積極的な連携を図るとともに、譲渡し等の規制緩和等を通じて、生息域外保全を更に推進するため平成29(2017)年度の法改正で創設された。令和7(2025)年1月末時点で計22施設を認定し、うち6施設は更新認定済みである。認定施設では、計77種の国内希少野生動植物種が飼育・栽培されている。

本評価では、公益社団法人日本動物園水族館協会、一般社団法人日本水族館協会、公益社団法人日本植物園協会、全国昆虫施設連絡協議会に加盟し、国内で動植物を飼育・栽培している 300 施設を対象に、種の保存法における希少野生動植物種の飼育・栽培状況、認定動植物園制度の活用状況、生息域外保全等の実施状況の実態把握のためアンケート調査を令和 6 (2024) 年度に行った。回答数は 137 件、回答率は約 46%であった。

アンケート結果から、回答のあった施設の約9割にあたる 121 施設で希少野生動植物種を保有しており、そのうち、国内希少野生動植物種を保有している97施設の約9割にあたる86施設で保全の取組が実施されていることが明らかとなった。一方、認定済み、認定審査中・新たに申請予定の施設は回答のあった施設の約3割にあたる計47施設に留まった。

また、回答のあった施設のうち、約7割にあたる90施設が「認定希少種動植物園等への申請予定がない」としており、その理由は、「認定要件を満たしていない」「申請手続きを行う体制的な余力がない」「申請手続きの労力よりも認定のメリットが小さい」の順で多かった。

アンケートで多くの認定施設が手続きに過重の負担があると回答しており、その理由として「認定までに時間がかかる」が最も多く、次いで「取扱う全個体に取得経緯等の確認が求められる」を挙げている。また、認定に向けた審査中及び申請予定の施設のうち、認定手続きに過重の負担を感じている施設が約8割であり、その理由として、「取扱う全種に飼養・譲渡しの計画が求められる」や「取扱う全個体に取得経緯等の確認が求められる」の順で挙げられている(図8)。

認定の申請を行った理由としては、認定施設及び審査中・申請予定施設のいずれについても「譲り渡し等の手続き緩和」が最多であった。また、申請予定等の施設の多くが、認定を受けようと考えた理由として「種の保存への貢献など施設の公的な役割を対外的に示

すことができると考えたため |を挙げている。

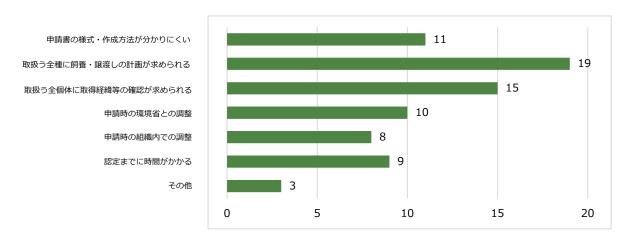


図8 審査中・申請予定施設における申請手続き負担の内訳(複数回答,過重の負担があると回答した20施設を対象)

#### (2) 抽出された課題について

本制度への関心や理解は十分とは言えず、アンケートでは説明会を希望する意見もあった。また、手続きの負担軽減の要望もあり、例えば、本制度では、動植物園等が保有する国内・国際希少野生動植物種の全種について、個体の飼養等及び譲渡し等の目的や個体の飼養等及び譲渡し等に関する計画、個体の取得経緯等(適法取得)を審査することとなっているが、繁殖や展示等が想定されない個体(違法売買等の摘発によって引受けた個体等)を保有する施設も一定数あるほか、所属組織の文書管理規定により過去の書類が保存されていないケースもあると指摘された。

- ⇒ 本制度に関する動植物園等への継続的な周知等に取り組む必要がある。また、デジタル化も含め、手続きの簡素化と時間短縮のための改善をより図っていく必要がある。その際、動植物園等によって異なる様々な希少野生動植物種の取扱い状況に対して適切に審査・対処できるよう、考え方の整理や手続きの改善に取り組む必要がある。あわせて、取扱い種が天然記念物でもある場合、文化財保護法に基づく現状変更の許可が必要であるため、手続きの効率化に当たっては、文化庁との連携も重要である。
- ⇒ 認定のメリットの一つとして、公的な役割を対外的に示す観点がある。認定済みの施設において、保全の取組が一層活発になり、社会的評価の向上や利益につながるといった事例をつくることが、認定の拡大にもつながると考えられる。また、地方公共団体が設置する施設において、母体となる地方公共団体にこれらの活動が適切に評価されることも重要である。例えば、表彰制度の導入なども社会的評価の向上の取組として考えられる。

# 5. 指定及び保全に関する課題

#### (1) 国内希少野生動植物種の規制に係る措置について

国内希少野生動植物種の指定種数が増加する中、生物多様性保全・種の保存を推進するために必要な活動・行為に付随する許可申請等にあたって、煩雑さや負担等が指摘されている。

具体的には、保護増殖事業の項目において言及したように、保護増殖事業計画が策定されていない国内希少野生動植物種の域外保全の際には、逐次捕獲等や譲渡し等の手続きが必要であるほか、二次的自然環境の植物の維持には草刈り等の個体損傷が必要となるなど、種の保全の活動に、捕獲・採取等や譲渡し等の規制が負担となっている事案が指摘されている。

このため、種や分類群によって異なる生態・特性を踏まえた規制のあり方を考えるべき との意見が挙げられている。また、捕獲・採取の許可期間を柔軟に設定することや、国内 希少野生動植物種に指定される以前に作成された標本であって、学術的な価値のあるもの が適切に維持できるよう、個人間での譲渡しも可能とする枠組みも求められている。

この課題の解決に向けて、以下のことが考えられる。

⇒ 個々の課題の性質を踏まえ、制度のあり方及び運用において、適切な改善を図る必要があり、具体的には下記の方策を今後検討していく必要がある。手続き負担等軽減の主なスキームと検討の方向性を表5に示す。

#### 表5 手続き負担等軽減の主なスキームと検討の方向性

	認定スキ	適用	除外	許可審査 の柔軟化	備考
	ーム	捕獲	譲渡		
①認定計画等の適用の柔 軟化又は拡大 1)保護増殖事業の認 定/確認 ※民間団体は認定、地方 公共団体は確認を受けて 実施する保護増殖事業		0	0	0	【現行】国が保護増殖事業 計画を策定していない種 の場合は適用できない。 ⇒認定保護増殖事業等 がより推進されるよう な枠組みを検討。
2)認定希少種保全動 植物園等制度			$\bigcirc$		【現行】個体の譲渡し等の 適用除外は生体に限られ る。

3)希少野生動植物種 保存推進員制度			【現行】事前の届出により、国内希少種のモニタリング調査・保全のための捕獲等は適用除外
②適用除外行為の拡大 ※他法令に規定される行 為や傷病鳥獣にかかる対 応など、対象は明確に規 定できる行為である必要 がある。			【現行】博物館法に基づく 登録博物館等や国/地方 公共団体の試験研究機 関、教育/研究のための 大学への譲渡し等(事後 の届出)等
<ul><li>③許可審査の柔軟化</li><li>・一定の条件下での許可対象の拡大</li><li>・譲渡し等の一括申請・許可期間の延長など</li></ul>		0	許可実績の蓄積を通し、 手続きの更なる円滑化と ともに、可能な部分は① や②のような他のスキー ムへの移行を目指すこと も検討。

#### (2) 国内希少野生動植物種の放出等に関する課題

淡水魚類を中心に、学会等から国内外来種問題についての懸念が多く提言されている。 国内希少野生動植物種の保全の観点からは、当該種の放出等の悪影響について科学的に明らかでない点も多いこと、分類群によっても状況が異なると考えられること等から、引き続き研究の進展を注視しつつ、学会等とも連携し、制度のあり方を含めた対策について議論を継続する必要がある。

この課題の解決に向けて以下のことが考えられる。

⇒ 放出等の行為を抑止する普及啓発策は引き続き有効であり、関連業界等とも連携し 拡大していくことが重要である。

なお、遺伝的攪乱の影響は懸念される一方、海外では気候変動適応策として、人為的に野生生物の分布域の変化をうながす Assisted Migration の取組が実験的に行われている。環境が変化している状況を踏まえ、絶滅危惧種の保全にとって特に何が脅威となるのかを検討し、野生復帰のあり方について議論を深めていくことも重要である。

# Ⅲ 希少野生動植物種の流通に関する現状と課題

# 1. 生体の登録における個体識別措置

#### (1) 平成 29 (2017) 年法改正で導入された措置・手続き

平成 29 (2017) 年の法改正により、個体等を識別するために特に措置を講じることが必要な国際希少野生動植物種については、個体等の登録を申請するにあたって個体識別措置が義務付けられた。

具体的には、流通管理のために「必要」であって個体識別措置が技術的に「可能」かつその実効性が確保される「実務上可能かつ必要な種」について、マイクロチップ(定められた部位)又は脚環(金属製、容易に取り外すことができないもの(原則としてクローズドリングを想定)、文字・数字・これらの組合せからなる 3 桁以上の刻印)による個体識別措置を講じるものとしており、対象となる種は施行規則第 11 条第 3 項第  $1 \sim 4$  号に掲げている 3 。

#### (2) 個体識別措置の対象についての現状と抽出された課題

個体識別措置の対象である国際希少野生動植物種の個体については、個体識別措置により、登録票との対応関係の徹底を図ることができている。

他方、科学文献等から得られた野生下個体のサイズを踏まえ個体識別措置の対象とされているものの、国内の飼育下繁殖個体のサイズはそれより小さく、必ずしも個体識別措置の対象として適切ではない種もある。

また、現行手法による個体識別措置が技術的に「困難」と判断した種であっても、流通管理のために「必要性が比較的高い」種もある。なお、流通管理のために「必要性が比較的高い種」としては、ア)原産国で密猟・密輸等による生息への影響が生じている種や、イ)違法な輸出入・国内取引が比較的多く確認されている種等が考えられる(国際希少野生動植物種(生体)の違法取引報道件数については次ページ図9参照)。

- ⇒ 個体識別措置による流通管理をより効果的に行うため、
  - ・国内の飼育下繁殖個体のサイズや違法取引の実態を把握した上で個体識別措置の対象を必要に応じて見直すこと
  - ・流通管理のため、客観的・科学的に個体識別措置の「必要性が高い」ことが確認 された種については、現行手法による個体識別措置が困難な場合でも、少なくと

<sup>3</sup> 一部の種を除き、哺乳綱、鳥綱、爬虫綱、オオサンショウウオ属の生体を挙げている。

も個体識別に資する情報(例えば、定期的な特性詳記や写真撮影等による継続的な記録(台帳))を求めること等)の提出を求めること を検討することが考えられる。

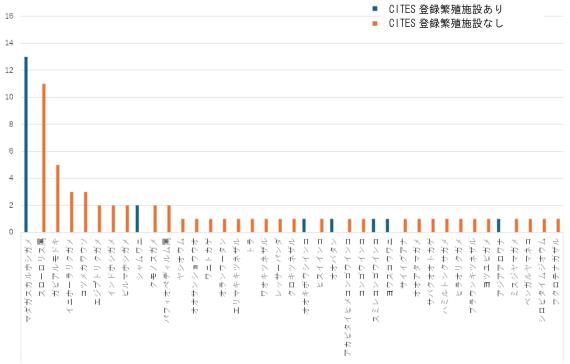


図9:国際希少野生動植物種(生体)の違法取引報道件数(2000~2023年) (注)各種の直近の輸入・個体等登録量を踏まえた数値ではない

#### (3) 個体識別措置の手法についての現状と抽出された課題

鳥類の成鳥の個体等登録では、現状有効な個体識別措置とされているクローズドリングの装着が困難であることから、多くの場合、マイクロチップにより個体識別措置をする必要があるものの、マイクロチップ挿入による個体の心身への負担を理由に登録を断念する事例が発生している。

具体的には、老齢・疾病・体格や皮膚の性質等のやむを得ない理由から健康への懸念がある個体や、幼齢又は小さい個体について、マイクロチップ挿入を躊躇する事態が生じている。

- ⇒ こうした負担の軽減及び個体等登録の促進に向けて、個体識別措置の現実的な代替 手法を検討するとともに、適切に個体等登録又は更新が行われるよう、代替手法の使 用を認める判断基準や運用方法等について具体化する必要がある。
  - ・ 代替手法は例えば、マイクロチップの外部貼付け、塗料・インク・皮下色素埋込みによる着色、定期的な特性詳記や写真撮影、鳥類における開放型の脚環の使用、等が考

えられる。

- ・ また、幼齢かつ小さい個体についても上述のような代替手法を認め、適当なサイズに 達してからマイクロチップの挿入を求めることを検討することも考えられる。
- DNA・AI 技術等による識別手法の開発は、短期的には難しいと考えられるが、厳密な識別が可能でありかつ個体への負担がない手法であることから、技術の進展を注視することが求められる。

また、我が国では、犬猫以外のエキゾチックアニマルへのマイクロチップ挿入技術や生態・生息域別の種の特性(例:水棲のカメ類のうち温帯域に生息する種は施術部からの細菌感染に特に配慮が必要など)が十分に認知されていないことや、マイクロチップの体腔内移動による個体への影響や容易な脱落等の指摘もあった。

この課題の解決に向けて以下のことが考えられる。

⇒ 今後、技術的な課題を把握するとともに、技術マニュアルの作成や技術に関する周知啓発の検討が必要である。 (例:「特定外来生物・特定(危険)動物へのマイクロチップ埋込み技術マニュアル」 (平成 18 (2006) 年 環境省発行))

# 2. 生体の登録における更新制度

#### (1) 平成 29 (2017) 年法改正で導入された措置・手続き

平成 29 (2017) 年法改正で、国際希少野生動植物種の個体等登録における更新等の手続を創設した(法第 20 条の 2)。平成 30 (2018) 年 6 月 1 日以降に交付された生体に対する登録票には、登録の有効期間の満了日や、更新制度とともに義務化された個体識別措置の手法等が記載されている。

併せて、販売・頒布を目的とした広告等には、登録記号番号のみでなく、登録年月日と 生体に限り登録の有効期間満了の日も表示することを義務付けた。

#### (2) 更新制度に係る現状と抽出された課題

更新制度の導入により、登録票の悪用や違法に入手した未返納登録票の別個体への不正 流用等は困難になっており、さらに登録を受けた個体に関する情報を定期的に確認する機 会に繋がっていると考えられる。

他方、更新に伴い、個体と登録票の対応関係に疑義が生じる事例が確認されている。例えば、譲受け等から30日以内の実施が義務づけられている届出が提出されていない事例や、匿名性の高い取引により譲渡者の適正な情報が記載されていない届出が確認されている。

⇒ 登録個体の占有又は取引状況を適正に把握できるよう、届出手続き全般や、さらには譲渡し者から譲受け者への必要な情報(譲渡し者の氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名))の伝達が求められることについて周知啓発の強化を図る必要がある。さらにこのような周知啓発を強化しても改善が認められない場合は、譲渡し者に対する手続きを義務づける必要性を検討することも考えられる。

## 3. 象牙の取引規制

#### (1)象牙の取引規制

生牙、磨牙、彫牙など、全形を保持した象牙(全形牙)は、種の保存法で譲渡し等(売買等)が原則禁止されているが、CITESで商業取引が規制される前に取得されたもの等については、同法に基づく個体等登録を受けることで、登録番号、登録年月日を示した上での広告や登録票を伴った譲渡し等が可能となる。平成29(2017)年の法改正により、象牙を取り扱う事業者は、特別国際種事業者として届出ではなく登録が必要となるとともに、所有する全ての全形牙の個体等登録も受ける必要がある。

さらに、令和元(2019)年7月1日より、象牙管理の更なる強化のため全形牙の個体等登録審査をより厳格にした運用を開始した。具体的には、規制適用日(アジアゾウは昭和55(1980)年11月4日、アフリカゾウは平成2(1990)年1月18日)以前に適法に所有したという自己申告の裏付け証明について、「第三者の証言」のみでの登録を認めず、「第三者の証言を裏付ける補強」として、全形牙の放射性炭素年代測定法による年代測定結果等の規制適用日以前の適法な所有を客観的に証明できる書類の提出を求めている。

#### (2) 象牙の取引規制に係る現状と抽出された課題

令和 5 (2023) 年 12 月末時点の全形牙の個体等登録本数は約 16,680 本であり、このうち 307 本については放射性炭素年代測定結果が提出されている。登録審査を厳格化した令和元(2019)年前後の全形牙の年間登録及び登録票返納本数は、表 6 の通りである。

	個体等登録本数	登録票返納本数
平成 27 (2015) 年	2, 157 (8)	781 (11)
平成 28 (2016) 年	1,687 (11)	1, 295 (9)
平成 29(2017)年	1,414 (30)	1, 199 (0)
平成 30(2018)年	2,616 (32)	1,425 (6)
平成 31・令和元 (2019) 年	2, 291 (31)	891 (3)
令和2 (2020) 年	68 (2)	248 (3)
令和3 (2021) 年	78 (0)	168 (1)
令和4 (2022) 年	71 (0)	181 (0)
令和5 (2023) 年	93 (0)	65 (0)
	/\	+) 任皿由ルマジマゾカの由粉も二十

表 6 全形牙の年間登録及び登録票返納本数

(注)括弧内はアジアゾウの内数を示す

約5年間の間に個体等登録された全形牙の年代測定結果等から、放射性炭素年代測定法は、規制適用日前に所有していたことの客観的な証明を補強することが確認された。他方、測定分析事業者及び有識者へのヒアリングにより、大気中の放射性炭素濃度の継続的な低下に伴い、今後、1970年代以前のものか 2020年代以降に採取されたものかの判断が困難になるおそれが示唆された(図 10)。

この課題の解決に向けて以下のことが考えられる。

⇒ 測定分析事業者等と技術的な観点からの情報共有や意見交換を継続することが重要である。

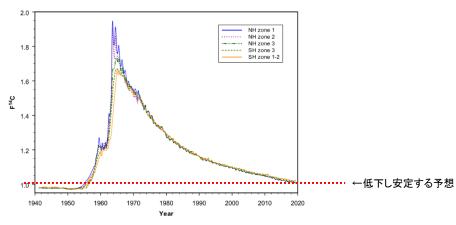


図 10:放射性炭素濃度の変化

HUA, Quan, et al. (2022) Atmospheric radiocarbon for the period 1950-2019. Radiocarbon, 64.4: 723-745.より引用一部改変

また、登録票返納本数の変動や令和 2 (2020) 年以降の登録本数の激減が、国内における象牙の取引実態や在庫の把握にどのような影響を及ぼし、種の保存(ゾウの保全) に寄与しているか、慎重に分析すべきといった意見が施行状況評価会議委員から挙げられている。

この課題の解決に向けて以下のことが考えられる。

⇒ 密輸や違法取引の取り締まり状況等(図 11)を注視しながら、その撲滅に向けて、 経済産業省をはじめ関係省庁と連携し、象牙の国内取引規制の更なる適正化に向けて 課題を明確にすべく、平成 29 (2017) 年の法改正 (事業者登録制度等)の効果や運 用についての検証も踏まえつつ流通実態の分析を行い、分析結果に応じて適切な措置 を講じる。また、適正な象牙取引の推進に関する官民協議会等を通じてステークホル ダーとの対話を行い、CITES COP20 に向けた準備を進めていく。



図 11:日本における象牙・象牙製品の摘発件数

(参考)日本に関係する象牙・象牙製品の摘発状況 ETIS (Elephant Trade Information System: ゾウ取引情報システム、https://etisonline.org/)

## 4. ペット流通種の取引規制

#### (1)ペット流通種に係る規制

CITES 附属書 I 掲載種には、愛玩目的による取引のための過度な利用が要因で絶滅の危険性が高まった種も少なくなく、その中には、1990 年代以降のエキゾチックアニマルブーム等により、我が国において既に一定程度流通していた種も含まれる。我が国においては、これらの種が附属書 I に掲載されて以降、種の保存法に基づき国内取引(譲渡し等)を原則禁止している。規制前から入手していた個体等の所持は禁止していないが、現行法では、飼養者(占有者)がやむを得ない事情で個体等を他者に一時的に預ける行為(ペットホテル等の動物取扱業の登録を受けた事業者も含む)は譲渡し等の規制対象に該当する。一方、個体等の譲渡し等の規制については、学術研究等の目的で環境大臣の許可を受ける場合の他、大学における学術研究や獣医師の業務等のいくつかの適用除外規定がある。

また、ア)種の保存法の規制適用前に国内で取得した個体等、イ)関税法の許可を受けて輸入された個体等、ウ)国内で繁殖された個体等、の要件のいずれかに該当し、法に基づく個体等登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等である場合は、商業目的も含め譲渡し等が認められている。

#### (2)ペット流通種の取引規制に係る現状と抽出された課題

CITES 附属書 I の掲載時期に我が国において既に愛玩目的として一定程度流通していた長寿命の種のうち、一部の種について、平成 12 (2000) 年以降の輸入状況と種の保存

法に基づく個体等(生体)登録状況(国内の流通概況)に乖離があることが確認された(図12~図14のとおり)。

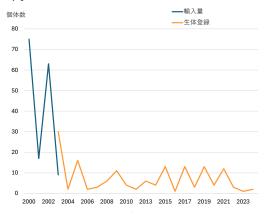


図 12 キエリボウシインコ (規制開始: 2003年。CITES 登録繁殖施設あり)



図 13 ヨウム (規制開始: 2017年。CITES 登録繁殖施設あり)

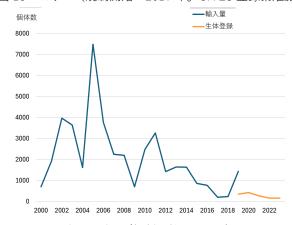


図 14 インドホシガメ (規制開始: 2019 年。CITES 登録繁殖施設なし)

近年、とりわけ長寿命のペット流通種において、飼養者の高齢化や逝去、入院等やむを 得ない事由により個体を一時的に他者に預けたいが、ア) 個体等登録をしていない個体で あって個体等登録の要件を満たせない場合や、イ) 個体の引き受け先が見つからない場合 の対応に関して、飼養者本人やその親族、行政機関等からの問い合わせが相次いでいる。 このうち、ア)については、例えば、規制適用日前から個体を所持し終生飼養を予定し ていた者が、種の保存法に基づく国際希少野生動植物種に指定されたことを知らない又は 譲渡し等をする予定はないので個体等登録を受ける必要がないと判断していたことから、 個体等登録をしていない事例や、個体等登録をしようとしたが、入手時期が古いため個体 の由来を証する書類等が残されていない、飼養者が疾病等を患い個体の由来を証すること が困難であるなど、登録要件を満たせない事例が確認されている。また、イ) については、 例えば、個体等登録を受けていない個体でも許可を受けることで譲渡し等ができる可能性 があるが、学術研究施設や動物園・水族館等へ個体の引き受けを依頼したとしても、それ らの施設においては、高齢や人慣れ等の事情があるペット個体の飼育技術不足や、人材・ 予算・収容可能施設の不足等から、個体の急な受け入れや継続的な受け入れが困難である 場合が多く、どうしても個体の引き受け先が見つからない場合がある。これらの事由によ り、個体等の適正な飼養が困難となる事態が生じている。また、このようなやむを得ない 理由によりどうしても個体等の譲渡しをしなければいけないケースにおいて、合法的な譲 渡し等の手段がない状態が続けば、個体等登録や許可を受けていない個体等の譲渡し等が 横行し、適切な流通管理に支障が生じる可能性も考えられる。

- ⇒ とりわけ長寿命の種の個体について、終生飼養を予定している者にも(譲渡し等をする予定がない場合でも)、将来飼養が困難となる事態に備え、個体等登録をする・ 更新をすることを推奨するなどの愛玩目的の飼養者及び動物を取り扱う事業者に対する周知啓発の徹底や、やむを得ない事情による一時的な占有移転に対する規制のあり方の検討が考えられる。
- ⇒ やむを得ない事情(飼養者の疾病、死亡等)により飼養ができなくなった個体や、 動物園等による受け入れが困難な押収個体等に限り、一定程度の要件を満たす者(個 人を含む)への譲渡し等の許可を可能にするなど、法に基づく許可審査の見直しを検 討する必要がある。

# 5. 交雑個体の取扱い

#### (1) ワシントン条約及び種の保存法における交雑個体等の位置づけ

CITES の「決議 10.17 (COP14 改正) Animal hybrids」では、CITES 附属書掲載種の雑種(以下、「交雑個体」という。)の取引が附属書 I 及び II 掲載種の取引を助長することを懸念し、一定の条件を満たす交雑個体を附属書掲載種と同様に扱うこととしている。

交雑個体の流通事例としては以下のようなものがある。

# オウム目 ・ 多くの種は世界で広く愛玩目的で飼育されており、希少性を付加価値とした 交雑個体も取り引きされるなか、系統だった繁殖管理が行われていないケー スも確認されている。 コバタンなどでは飼育下繁殖個体の大半が亜種間雑種となっている状況のほ か、CITES 附属書 | 掲載種の交雑個体の販売例として、ミカヅキインコ×テ ンニョインコ、オオバタン×アオメキバタンの交雑個体が確認されている。 ・ コスタリカなどでは、野外におけるインコ類の交雑個体の定着が報告されて おり、在来種との交配を通じて遺伝子汚染を引き起こす可能性等が懸念され ている。 ・ 競技用途(鷹狩り、トライアル競技等)に適した性質を得るため、CITES 登 ハヤブサ 録繁殖施設等で繁殖した個体を親として、人工的に種間交雑が行われている。 シロハヤブサ×セイカーハヤブサ、シロハヤブサ×ラナーハヤブサ、ハヤブ サ×コチョウゲンボウ、シロハヤブサ×ハヤブサ等の組合せが知られる。 ・ 欧州連合の 6 カ国では、交雑猛禽類の鷹狩り使用が禁止されるなど、遺伝子 汚染防止に向けた取組が既に進められている。

なお、種の保存法では種の単位を超えた交雑個体等を規制対象としていない。

#### (2)種の保存法における交雑個体の取引規制に係る現状と抽出された課題

種の保存法では種の単位を超えた交雑個体等を規制対象としていないが、現時点で、交 雑個体の国内流通が原産地における希少種の生息等に大きな影響を与えている事例は確 認されていない。

他方、違法に輸入した個体等であっても意図的に交雑させればその繁殖子を国内で流通させることが可能になるため、原産地又は我が国における希少種の生息等に大きな影響を与える可能性について指摘されている。また、人為的に我が国に導入された種が在来種の生息等に大きな影響を与えているものとして、オオサンショウウオ属があり、これについては特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律による規制措置(令和6(2024)年7月より規制)が適当と考えられる。

今後、ア)種の保存を脅かす可能性がある交雑個体や、イ)原産地の野生下で安定した 個体群の形成が報告された交雑個体などの特性を有する交雑個体が確認された場合には、 適時に国内取引の規制の必要性を検討することが重要である。

なお、規制の必要性があると判断された場合は、法に基づく登録対象個体群(以下の「<参考:登録対象個体群について>」参照)を参考にしつつ、規制に係る情報を公開することが必要となる。

#### <参考:登録対象個体群について>

CITESでは、同一の種であって、一部の地域個体群が附属書 I に、別の一部の個体群が附属書 I 以外(附属書 II 等)に掲載されている種は「スプリット種」と呼ばれている。なお、附属書 II・III の掲載種については、輸出国の輸出許可書や原産地証明等があれば、商業目的での国際取引が可能である(条約第4条及び第5条)。

種の保存法では、「スプリット種」は「種」として国際希少野生動植物種に指定され、国内の譲渡し等が禁止されている一方で、附属書 | 以外に掲載されている・附属書に掲載されていない地域の個体群については、別途、登録対象個体群(施行令別表第7)に指定し、法 20 条第1項に基づく個体等登録の対象とする(施行令第8条第3号ハ)ことで、譲渡し等の禁止の対象から除外している(法第12条第1項第6号)。

これは、附属書 II・IIIの個体群や附属書に掲載されていない個体群であっても、流通が規制されている附属書 I の個体群との判別ができず、附属書 I の個体群について有効に商業取引を規制することができなくなるため、登録対象とすることにより、商業目的での取引が禁止されていない個体群であることが明確に確認できるようにするものである。

# 6. 種の保存法に基づく規制の監視について

#### (1) 販売・頒布につながる行為の規制強化と取引形態の変容

平成 25 (2013) 年の法改正により、希少野生動植物種の個体等を販売又は頒布をする目的で「陳列」することと同等に譲渡し等につながる行為として、インターネット上又は紙媒体等で「広告」することも規制の対象とされた。

日本国内の物販系分野の BtoC-EC (消費者向け電子商取引) 市場規模のみならず、インターネットオークションやフリマサービス等、インターネットを用いて個人間で取引を行う CtoC の市場規模も拡大し続けている。

さらに、広告掲示板、SNS などオンラインプラットフォームのサービスの多様化や、その利用者及び運営事業者のグローバル化が進み、仲介者を介した取引等もある中で、追跡困難性や当事者の匿名性が高い取引が容易となっている。

#### (2) 取引監視に係る現状と抽出された課題

オンライン取引が活発化する中で、消費者の利益保護や公正かつ自由な競争の確保、違法・有害情報の流通への対処等に向けて、プラットフォームに関係する法整備等が各府省庁によって進められている。しかしながら、オンライン上では違反疑義行為の当事者に対する直接的な違反対応は困難な場合が多い。

大手プラットフォーマーの中には、種の保存法の規制対象種等の取引を禁止し、監視を 強化しているところがあるものの、偽名・隠語等により意図的に監視を回避するような事 例もある。

- ⇒ 効果的かつ効率的な監視に向けて、各府省庁によるプラットフォームに関係する法整備等の状況を踏まえつつ、各種プラットフォーマーや販売業者、市民などを含め希少種の流通に関わる多様な主体との連携・意見交換・情報共有をより一層強化することが求められる。具体的には、違反疑義行為に係る情報取得に向けた調査への協力に関する仕組みや、日本国籍でない者による広告や譲渡し等の違反対応のあり方等を検討する必要がある。
- ⇒ また、とりわけ外国産の種(国際希少野生動植物種)については、同定が困難なものもあり有識者や研究機関、学会、業界団体(ブリーダー、販売業者等)等と連携し、同定精度と信頼性の向上を図る必要がある。
- ⇒ さらに、譲渡し等の禁止の適用が除外される個体がある種(次ページの「<参考: 譲渡し等の禁止の適用が除外される個体について>」参照)であったり、一部の亜種 のみ規制対象となっていたりする場合は、適法行為である旨を証する表示手法の明 確化(捕獲許可証の掲出・掲載、許可番号の表示等)とともに、表示義務規定の必要 性について検討する必要がある。

#### <参考:譲渡し等の禁止の適用が除外される個体について>

例えば、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護管理法)や漁業 法に基づき適法に捕獲等されたクマやクジラ等の個体等やその繁殖個体等、それらの器官や 当該器官の加工品は、種の保存に支障を及ぼすおそれがないとして譲渡し等、陳列・広告が 可能となる(詳細は下表を参照)。

ただし、捕獲等された個体別に許可証が発行されるわけではなく、ウミガメ類は皮や甲羅及びその加工品、クマ類は毛、皮及びその加工品も規制対象となっているところ、加工及び流通過程での適法捕獲由来に係る情報伝達が徹底される必要がある。なお、タイマイの加工品(剥製等)の年間登録数は令和4(2022)年(144件)~令和5(2023)年(114件)にかけて過去最多となっており、アオウミガメの加工品については増加傾向である。

							規制対象	
適用除外	綱  目		科	和名	個体	器官	加工品	加工品のうち環境省令で定める物品
			せみくじら科	ホッキョククジラ	$\circ$	_	-	_
			ピタくしり行	セミクジラ属	0	_	_	_
			ながすくじら科	シロナガスクジラ	0	_	-	_
		くじら目		ザトウクジラ	0	_	-	_
	哺乳綱		こくくじら科	コククジラ	0	_	_	_
漁業法に基づき適法			こせみくじら科	コセミクジラ	0	_	_	_
採捕された個体等、			ねずみいるか科	スナメリ	0	_	_	_
当該個体から繁殖さ			あかぼうくじら科・	ミナミツチクジラ	0	_	-	_
せた個体等				トックリクジラ属	0	_	-	_
	爬虫綱 か		うみがめ科	全種(タイマイ、ア	0	<b>※</b> 1	<b>※</b> 2	履物、かば
				カウミガメ、アオ				ん、袋物、日
		かめ目		ウミガメ、ヒメウ				用雑貨、楽器
				ミガメなど)			1	
			おさがめ科	オサガメ	0	皮	皮革製品	_
				ヒグマ	0	毛、皮	毛皮製	_
鳥獣法に基づき適法							品、皮	
捕獲された個体等、	哺乳綱	食肉目	くま科				革製品	
当該個体から繁殖さ	™用チし利削	及四日	\ よ什	アジアクロクマ	0	毛、皮	毛皮製	_
せた個体等				(ツキノワグマ)			品、皮	
							革製品	

<sup>※1</sup> 全形を保持した皮、全形を保持した甲羅が規制対象。全形を保持していない皮は規制対象外、全形を保持していない甲を譲渡し等する場合は特定国際種事業者の届出が必要

<sup>※2</sup> 全形を保持した皮革製品、全形を保持した甲製品が規制対象。全形を保持していない皮革製品は規制対象外、全形を保持していない甲製品を譲渡し等する場合は特定国際種事業者の届出が必要

# Ⅳ 今後の検討の方向性

# 1. 基本的な考え方

ネイチャーポジティブに向けて、絶滅のおそれのある種の絶滅の危険度を下げ、回復させていくためには、既存施策を効果的かつ効率的に最大限活用するとともに、規制に留まらない新たな施策による積極的な保全活動の展開が重要となる。

このため、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種の指定は、種の存続の困難さに 応じて保全効果の伴う対象種において進めるとともに、当該種の生息・生育地の保全は 同じ環境を共有する他の種の生息・生育にとっても望ましいものとするなど、保全の波 及効果等も踏まえて取り組むことが重要であり、当該種の生息・生育を脅かす要因を精 査し、課題に対応する保全対策や期待される成果をわかりやすく示した上で、優先順位 をつけて対応していく必要がある。

国内希少野生動植物種の指定は、捕獲・採取及び流通の規制によって種の保存を図るものであり、捕獲・採取圧対策として有効であるが、積極的な保全の取組には手続きが制約条件となる場合もあるため、複数種への波及を含む効果を期待するには、絶滅危惧種の保全に際して、生息・生育の場(ハビタット)の保全をより一層重視する必要がある。

また、保全活動の幅を広げ、より持続的に取り組んでいくためには、多様な主体の参加が効果的である。そのためには、保全活動への参加に対するインセンティブの形成や、種の保存法の規制が活動を阻害する場合にはその緩和を図る必要がある。さらに、対策の進捗を示した上で、まだ何に取り組めていないのかを調査・研究・保全対策等の各段階において明らかにし、保全対策のニーズを示すとともに、効果的な手法を募ることも求められる。

国際希少野生動植物種については、違法取引への厳格な対応を進めると同時に、流通 個体の心身への負担軽減に配慮することが求められている。これらは、トレードオフの 関係にもなり得るが、両者のバランスを確保する必要がある。

# 2. 短期的に取り組むべき制度的課題

## (1) 認定保護増殖事業の拡大

保全の取組を必要とする種への速やかな対応や国以外の主体による事業実施を促進するため、保護増殖事業計画のあり方とともに、保全事業の実施に必要な手続きが迅速に進むように手続きのあり方も検討する必要がある。

また、国内希少野生動植物種の全てを国主導で個別に保全することは困難であり、

国の基本方針等において優先順位を付けて戦略的な事業実施のあり方を、事業完了を 判断するための客観的な基準の事前の設定方法も含めて示すことが重要である。

#### (2) 認定希少種保全動植物園等制度の手続きの改善

効果的かつ効率的な保全対策を進めるため、認定希少種保全動植物園等制度の活用 を促進する必要があることから、動植物園等における様々な状況に対して適切に審 査・対処できるよう、考え方の整理や手続きの改善に取り組む必要がある。

#### (3) 流通規制の適正化

平成 29 (2017) 年の法改正により強化した流通規制により、個体識別措置による 生きている個体の心身への負担の増加や、円滑な保全活動の進行に対する手続き負担 も指摘されており、それらの解消に向けた検討を進める必要がある。

# 3. 短・中期的に取り組むべき執行上の課題

## (1) 生息・生育地の保全の強化

法的規制によって確実に保護すべき生息・生育地については、生息地等保護区を指定する必要がある。

さらに、自然共生サイトの制度は、地域の関係者による継続的な維持管理が図られるとの観点から、二次的な自然環境における絶滅危惧種の保全と親和性が高く、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種の保全との積極的な連携を図るべきである。その際、絶滅危惧種が多く生息・生育する地域や、潜在的な生息・生育適地を把握した上で、自然共生サイトとしての設定を促す施策を講じることが求められる。

また、自然共生サイトに保護増殖事業計画策定種が生息・生育しているか、生息・生育の可能性がある場合には、サイト管理者に保護増殖事業で実施しているモニタリングや保全対策の手法の共有が図られることが有効である。自然共生サイトにおける保全活動と保護増殖事業との連携強化に向けて効果的な保全手法の調査・研究に関する技術的な支援や、保全の手引きの作成を進めることが求められる。これらの取組を進めた上で、それでもなお重要な生息地・生育地について既存の制度の枠組みで対応できない場合は、それを保全するため制度の検討が必要である。

#### (2) 民間企業等へのアウトリーチ・インセンティブ形成業務との連携

生息・生育環境の維持・改善のための担い手確保や民間資金の受け皿となるような保全プラットフォーム(マッチングの場)など、今まで希少種保全に関わりの少なかった企業等の参画につながる仕組みの検討を進めることが求められる。さらに、自然

共生サイトでは、TNFD(自然関連財務情報開示タスクフォース)への対応を見据え、30by30に係る経済的インセンティブ形成の施策設計を進めているところであり、特定第二種国内希少野生動植物種及びその生息地・生育地の保全においてもこれらの施策との積極的な施策連携も検討すべきである。その際、企業が希少種保全に取り組むことによる企業側のメリットについても示していくことが重要である。

#### (3) 関係省庁や地方公共団体との連携体制の構築

とりわけ二次的自然環境に生息・生育する種の保全に際しては、特に国土交通省や農林水産省、地方公共団体等との協力が不可欠であり、そのために国・地方公共団体の連携体制を構築し、共通の目標設定や、各々が所管する制度による対象種の保全上の効果に関する評価、それらを踏まえた対策検討及び連携を推進することが求められる。さらに、一層の効率的・効果的な保全のため、中長期的には、地域の特性も踏まえ、種の保存法と関連する条例との戦略的な役割分担も検討するべきである。

#### (4) 生息・生育状況の情報の収集・活用のあり方の検討

国内希少野生動植物種への指定後の状況も含めて、絶滅危惧種の生息・生育状況や保全の状況を継続的に把握のためのモニタリングに加え、その成果を事業の目標設定や効果の評価に向けて適時適切に分析することが求められる。その際には、特に複数の地域にまたがる種の生息・生育状況の評価のあり方を検討する必要がある。また、モニタリング自体に技術面・人材面・予算面の制約があることを踏まえ、必要な情報が効率的に得られるよう、事業毎のモニタリング手法の改善や、既存の制度からの情報入手方法の検討も求められる。

#### (5) 流通規制の適正化に向けた運用改善

生物多様性の保全につながる活動を促進するため、運用面で改善できるものについては迅速に進めるべきである。例えば、生物多様性情報として価値のある標本を後世に残すために許可手続きの柔軟な運用を行うことや、許可申請手続きをわかりやすく解説することで手続き負担を改善すること等が考えられる。

# 4. 今後の進め方

本施行状況評価を踏まえ、今後、法の改正も視野にいれた種の保存法のあり方の検討が進められることとなる。さらに、あり方の検討において、法改正で対応する、法改正以外の手法で対応する等の精査が進められることとなるが、上記3.のように、執行面で改善・実施が可能なものもあることから、それらについては、あり方の検討

と並行して着手可能なところから改善し、その結果や効果についてもあり方の検討に フィードバックしていくことが望ましい。

あり方の検討においては、今後、気候変動適応策が更に重要となる中で現在進められている気候変動対策と野生生物保全との間の課題等、本施行状況評価において必ずしも詳細に検討できなかった課題への対応方策についても検討することが求められる。